

飯綱町防災公式ツイッターに関する運用規程

(趣旨)

- 1 この運用規程は、飯綱町における防災等に関する情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを目的として、飯綱町ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、飯綱町防災公式ツイッター（以下「公式ツイッター」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 2 この運用規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開するための情報媒体をいう。
 - (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
 - (3) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
 - (4) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
 - (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
 - (6) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(アカウント管理等)

- 3 総務課で管理し、公式ツイッター担当者を置く。
 - (1) アカウント名 @iizuna__bousai
 - (2) アカウントURL https://twitter.com/iizuna__bousai
 - (3) 発信内容
 - ア 避難に関する情報
 - イ 防災及び国民保護に関する情報
 - ウ 危機管理に関する情報
 - エ クマの出没情報
 - オ 不審者情報
 - カ その他総務課長が適当と認める情報
 - (4) アカウント管理責任者 総務課長
 - (5) ハッシュタグ ツイートする場合には、原則としてハッシュタグ「#飯綱町」を利用する。ただし、災害等に関係するハッシュタグは、「#飯綱町 #（災害の種類）」とする。
(例) #飯綱町 #地震、#飯綱町 #台風〇〇号、#飯綱町 #避難 など
 - (6) フォローの扱い 原則として行わない。ただし、公共機関の公式アカウントについては、この限りでない。
 - (7) リプライ（返信）の扱い 原則として行わない。

(8) リツイート（引用）の扱い 原則として行わない。ただし、公共機関の公式アカウントについては、この限りでない。

(9) ダイレクトメッセージ（DM）の扱い 原則として行わない。

(10) 運用時間 原則として、飯綱町の執務時間を定める規則（平成17年飯綱町規則第1号）に定める執務時間内に発信する。

なお、災害発生のおそれがあるとき、若しくは災害が発生したときは、この限りでない。

（情報発信）

4 情報発信については、原則としてアカウント管理責任者の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当者の判断により、発信できるものとする。

(1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合

(2) 緊急を要する情報

(3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合

（ホームページへの表示）

5 公式ツイッターを町の公式ホームページ上にリンクを掲載し、情報発信を行う。

6 ガイドライン及びこの運用規程を町の公式ホームページ上に掲載する。

（トラブルへの対応等）

7 発信した情報に誤りがあった場合には、訂正・謝罪のツイートをするなど、誠実かつ速やかな対応を行う。また、公式アカウントになりすましの事例を発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

（遵守事項）

8 法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守すること。

（運用規定の変更、削除）

9 本規程は、事前の連絡なく変更する場合がある。また、ツイッターで情報を提供することが困難になった場合、その旨を町公式ホームページ上に掲載し、アカウントを速やかに削除する。

附 則

この運用規程は、公布の日から施行する。